

平成 19 年 10 月 10 日

株式会社ノヴァ

## 第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 9 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株予約権の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行に係る募集の目的

##### (1) 目的

今回の第三者割当による新株予約権の発行の目的は、当面の運転資金の確保、ならびに当社の受講料前払い制というビジネスモデルの抜本的な見直しのために必要な資金の確保であります。本年 2 月に当社が経済産業省の立ち入り検査を受けたという報道により、当社の経営は多大な影響を受けることとなりました。例年、年間の入金のおよそ 3 分の 1 以上が集中する 3 月という時期に受けたキャッシュフロー上のロスが多大なものがあります。費用は毎月ほぼ一定で横ばいであるのに対し、キャッシュフロー上の収入金および売上については季節による変動が非常に大きく、第 4 四半期の黒字月で年間の赤字月をカバーするというのが当社の業態です。

特に、例年 6～8 月、10～12 月はキャッシュフロー上大きく落ち込む谷底となるため、これから年末に向けた運転資金の確保として、今回の第三者割当による新株予約権の発行は、当社にとって緊急かつ必須であります。

また、当社がおかれた現在の状況は、当面の運転資金を確保し、事業活動の停滞を防ぎ、経営の安定性を増すということは当社にとって急務であります。当社の損なわれた信用を回復する為にはそれだけでは不十分であると心得ております。本年 4 月の最高裁判決、6 月の行政処分等の厳しいご指導を頂くに至り、当社としてこれらを真摯に受け止め、受講料前払い制というビジネスモデル全体の抜本的な見直しをも、今後の経営テーマとして検討していく所存であります。現在、従来からのレッスン料の前払い制と共に、それとは別の全く新しい支払い方法を新たに追加し、いずれかの受講料の支払い方法を選択して頂けるようにする方向で検討を始めております。前払い制ではない支払い方法を追加すると、移行段階ではキャッシュフローが圧迫されることになり、そのためにも中長期的に運転資金を確保することが必要となります。

従って、現在当社が調達可能な金額に応じて、段階的に移行を実施していくことが最良の選択であるとの結論に至りました。そのため、この度、運転資金の需要に応じた払込を実施できる第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。

##### (2) 資金調達方法の選択理由

このような状況下において、財務基盤の強化は当社にとって急務であります。現在他に選択肢が無い状況であるため、今回の新株予約権の発行による資金調達を選択いたしました。

当社としましては、新株による増資及び転換社債型新株予約権付社債での資金調達をお願いし

ましたが、当社の現状ではこれらの形態による資金調達にはご理解をいただくことができず、新株予約権であれば了承いただけるとの回答を得ることが出来ました。

そこで当社では、今回の資金調達の目的が新株予約権による資金調達で遂行可能か検討した結果、新株予約権の行使の条件の定めに従い株価が行使価格を下回った場合に行使されないというリスクはあるものの、当社の資金需要の意向を考慮した行使を割当先に実施していただけるのであれば可能であるとの結論に達しました。

割当先には当社の意向を汲んでいただき、平成19年10月24日から平成20年8月31日までの毎月月末までに、それぞれの割当先に対して、毎月10個を上限として新株予約権の行使を当社が請求することができる内容となっております。なお、割当先が自ら新株予約権を行使していただくに当たっての制限はありません。行使していただくことにより割当先と他の株主及び当社にとっての共通の利益に繋がるということについても、割当先には充分なご理解をいただいております。なお、当社と引受先との間には今回の引受契約以外の契約等は存在いたしません。

## 2. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠

当社は、新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価額であると判断した、金175,000円を新株予約権の1個当たりの払込金額としました。また、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第9項記載のとおりとし、行使価額は、株式会社ジャスダック証券取引所における平成19年10月1日から平成19年10月5日までの当社普通株式の普通取引における終値の平均値の90.7%に相当する金額35円といたします。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

財務基盤の早急な強化は当社にとって急務であり、株価が行使価格を下回った場合に新株予約権が行使されないというリスクはあるものの、資金ショートによる事業活動の停滞を未然に防ぐにはこの選択しかありません。また、今回の資金調達により受講料の支払方法を含め料金体系の抜本的な見直し及び内部統制の強化等の諸施策を検討し、株主及びお客様からの信用回復を図ることは、将来的な当社の企業価値向上に繋がるものと判断しております。発行数量につきましては、発行済株式総数に占める割合は295.5%となります。本新株予約権が行使されることによる希薄化は、弊社のおかれた現在の状況ではやむを得ない措置であり、既存株主の皆様方におかれましては何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 3. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

① 名 称	Rich Peninsula Trading Limited (リッチ ペニンシュラ トレーディング リミテッド)
② 割 当 個 数	200 個

③ 払込金額	35,000,000 円	
④ 設立根拠等	英国領バージン諸島において International Business Act, による設立	
⑤ 所在地	P.O.Box957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Island	
⑥ 代表者(Director)	Callumberg Limited (法人代表)	
⑦ 出資金の総額	US\$ 50,000	
⑧ 当社との関係	上場会社(役員・役員関係者・大株主を含む。)と割当先の間の出資の状況	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	該当事項はありません。

① 名称	Tower Sky Profits Limited (タワー スカイ プロフィッツ リミテッド)	
② 割当個数	200 個	
③ 払込金額	35,000,000 円	
④ 設立根拠等	英国領バージン諸島において International Business Act, による設立	
⑤ 所在地	P.O.Box957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Island	
⑥ 代表者(Director)	Callumberg Limited (法人代表)	
⑦ 出資金の総額	US\$ 50,000	
⑧ 当社との関係	上場会社(役員・役員関係者・大株主を含む。)と割当先の間の出資の状況	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	該当事項はありません。

## (2) 割当先を選定した理由

当社は、本年4月以降、国内上場会社及び国内投資会社にそれぞれ当社のエクイティ・ファイナンスを含めた資金調達に関してお願いを開始しましたが、なかなかご理解を得られず、また、6月から7月にかけて複数の国内投資ファンドおよび事業会社に同様のお願いをしましたが、やはりご理解を得られませんでした。当社としましては本年7月中旬に増資したいという強い希望を持っておりましたが、なかなか結果が見出せない状況が続いて参りました。このような状況の中、この度当社の信頼できる方からの紹介により、海外に拠点を置き、過去に上場企業の引受実績のある当該引受先において、当社の状況及び今後の事業展開に理解を示していただけることとなり、他に選択肢が無い中で、日本における常任代理人を通して第三者割当による新株予約権の発行に関して合意するに至りました。

なお、当社と引受先の間には、今回の引受契約以外の契約等は存在いたしません。また、当社の大株主である猿橋望及び有限会社ノヴァ企画と引受先の間には、株券貸借取引契約等は存

在いたしません。

当社としましては、このエクイティ・ファイナンスを早急を実施することにより、運転資金の安定化、収益の回復及び生徒サービスの向上を目的とした諸施策の実施が可能となり、経営基盤の強化の活路を見出すことができます。

これにより資金ショートによる事業活動の停滞を防ぐことができ、株主及びお客様からの信用の回復に寄与するものであると判断しました。このような状況下において、財務基盤の早急な強化は当社にとって急務であるため、この度当該引受先を選定いたしました。

なお、当社はこの割当先及び関係者が、反社会的勢力ではないことを確認しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

### (3) 割当先の保有方針

当社は割当先との間において、新株予約権ならびに行使後の新株に関して、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし割当先との間において本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認無しには譲渡できないこととなっております。

## 4. 調達する資金の額及び使途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

6,400,000,000 円

### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使によって調達する手取概算額 6,400,000,000 円につきましては、当面の講師等の人件費や教室の不動産賃料などの運転資金、ならびに受講料の支払方法を含め料金体系の抜本的な見直し等の諸施策の実施を遂行する過程において発生する講師等の人件費や、教室の不動産賃料などの運転資金に充当する予定であります。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

平成19年10月より平成20年9月までを予定しております。当面の運転資金ならびに受講料の支払方法を含め料金体系の抜本的な見直し等の諸施策の実施を行う過程において、随時支出を行う予定であります。

### (4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

第三者割当による新株予約権は株価が行使価格を下回った場合に行使されないというリスクはあるものの、運転資金の需要に応じた調達ができます。今回のエクイティ・ファイナンスによって調達した資金は、当面の運転資金、ならびに受講料の支払方法を含めたレッスン料体系の抜本的な見直し等の諸施策の実施に充当することから、経営上合理性があると考えております。また、他に選択肢が無い状況下で、既存株主の皆様のリスクを軽減する上でもやむを得ない措置であると考えております。

## 5. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

## (1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

事業年度の末日	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高	75,275	69,812	57,065
営業利益	441	△2,196	△2,589
経常利益	924	△1,471	△1,211
当期純利益	204	△3,070	△2,495
1株当たり当期純利益(円)	5.13	△46.07	△37.46
1株当たり配当金(円)	10.00	—	—
1株当たり純資産(円)	268.72	87.24	42.4

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	67,673,600株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%

## (3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

## ・株式会社NOVA 第1回新株予約権

発行期日	平成19年10月24日
調達資金の額	7,070,000,000円
募集時点における発行済株式数	67,673,600株
募集時における潜在株式数	該当事項はありません。

## (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ・第三者割当増資

発行期日	平成19年8月31日
調達資金の額	10,200,000円
募集時点における発行済株式数	67,503,000株
募集時における潜在株式数	該当事項はありません。
現時点における転換状況(行使状況)	該当事項はありません。
当初の資金用途	当該第三者割当増資による資金の用途につきましては、全額を当社中国語レッスンのカリキュラムおよび関連する教材などのより一層の充実に向けた研究開発に充当する計画でありました。
支出予定時期	平成19年8月31日以降順次

現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途から変更はありません。
--------------------	--------------------

(5) 最近の株価の状況

平成 17 年 3 月期末 (平成 17 年 3 月 31 日終値)	750 円
平成 18 年 3 月期末 (平成 18 年 3 月 31 日終値)	225 円
平成 19 年 3 月期末 (平成 19 年 3 月 30 日終値)	116 円
直近 3 か月の終値平均 (平成 19 年 7 月 6 日～平成 19 年 10 月 5 日)	60.1 円

6. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 19 年 8 月 31 日現在)		募集後 (潜在株式を含みます)	
有限会社ノヴァ企画	35.93%	Rich Peninsula Trading Limited (リッチ ペニンシュラ トレーディング リミテッド)	39.06%
猿橋 望	35.46%	Tower Sky Profits Limited (タワー スカイ プロフィッツ リミテッド)	39.06%
猿橋 泉	3.83%	有限会社ノヴァ企画	9.50%
猿橋 陽	1.93%	猿橋 望	9.38%
ベイリーギフォードシンニッポン ピーエルシー (常任代理人株式 会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	1.60%	猿橋 泉	1.01%
NOVA 社員持株会	1.40%	猿橋 陽	0.51%
株式会社 NOVA	1.32%	ベイリーギフォードシンニッポン ピーエルシー (常任代理人株式 会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	0.42%
日本生命保険相互会社	0.48%	NOVA 社員持株会	0.37%
三井住友海上火災保険株式会社	0.37%	株式会社 NOVA	0.35%
セリングビジョン株式会社	0.25%	日本生命保険相互会社	0.13%

(注) 募集後の大株主及び持ち株比率は、本新株予約権が全て行使された場合の比率を表記しております。

7. 業績への影響の見通し

今回の新株予約権の発行による業績への影響は直ちには生じませんが、当面の運転資金ならびに受講料の支払方法を含め料金体系の抜本的な見直し等の諸施策の詳細および実施に伴う業績への影響等については確定次第、適時開示を致します。

## 8. その他

現在、当社は株式会社ジャスダック証券取引所より改善報告書の再提出を求められている状況にあります。ご指摘頂いた点を真摯に受け止め、内部管理体制ならびに適時に情報開示を行える体制の改善につきまして全力で取り組んでまいります。

以 上

## 別添

### 新株予約権の発行要領

#### 1. 新株予約権の名称

株式会社NOVA第1回新株予約権（以下「新株予約権」という。）

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、500,000株（以下「割当株式数」という。）とする。

新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に新株予約権の総数を乗じた数とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 3. 新株予約権の総数

400個

#### 4. 各新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたり金175,000円（1株当たり0.35円）

#### 5. 新株予約権の払込金額の総額

金70,000,000円

#### 6. 申込日

平成19年10月24日

#### 7. 割当日及び払込期日

平成19年10月24日

#### 8. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、新株予約権400個を、Rich Peninsula Trading Limited（リッチペニンシュラ トレーディング リミテッド）ならびにTower Sky Profits Limited（タワー スカイ プロフィッツ リミテッド）に対して、各200個を割当てる。

#### 9. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初35円（以下「当初行使価額」という。）とす

る。

#### 10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。但し、第 14 項各号に従って新株予約権が取得される場合は、会社法第 273 条の規定に準じた事前通知又は公告がなされる日以降、行使価額は、その事前通知又は公告がなされる日の前日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の最終価格に修正される。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株あたりの発行処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \times \text{時価}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行しまたは当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には出資の履行をした日、無償割当ての場合には効力発生日）の翌日以降、また株主への割当にかかる基準日（以下「株主割当日」という。）がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合には、調整後の行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合  
調整後の行使価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式その他の当社普通株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券（ただし、本項第(2)号③に該当するものを除く。）を発行する場合の調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由発生日時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由発生日の翌日以降これを

適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①ないし④の各取引において、当社普通株主のための権利の付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①ないし④にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をなしたものであるものに対しては、調整後の行使価額の適用以降において次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。この場合、株券の交付については、別記(新株予約権の内容等)(注)第3項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑤の場合は当該基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 資本の減少、当社を承継会社とする吸収分割、当社を存続会社とする合併、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。ただし、株式併合の場合は除く。

- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
12. 新株予約権を行使することができる期間  
平成19年10月24日から平成20年9月30日（第14項各号に従って新株予約権が取得される場合、取得される新株予約権については、当該取得日の前営業日）までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。
13. その他の新株予約権の行使の条件  
(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
(2) 当社は、平成19年10月24日から平成20年8月31日までの毎月月末までに、毎月10個を上限として、新株予約権者に対して新株予約権の行使を請求することができる。新株予約権者が自ら新株予約権の行使をするに当たっての制限は無い。  
(3) 当社は、新株予約権の行使を新株予約権者に請求する際は、文書にて通知をすることとし、新株予約権者は通知を受取った時点で翌月末日までに請求された個数を行使する義務を負う。但し、月末の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の最終価格が行使価格を下回っていた場合は、その翌月の行使の請求はできないものとする。なお、月末が営業日でない場合はその前営業日を月末とする。
14. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
(1) 当社は、会社法第273条の規定に従って30日前までの事前通知又は公告したうえで、当社取締役で定める取得日に、その時点において残存する新株予約権の全部を新株予約権1個につき175,000円で取得することができる。  
(2) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の日において新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法273条の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する新株予約権の全部を新株予約権1個につき175,000円で取得することができる。
15. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。  
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
17. 新株予約権証券の発行  
当社は、新株予約権証券を発行しないものとする。
18. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価額であると判断した、金 175,000 円を新株予約権の 1 個当たりの払込金額とした。また、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、株式会社ジャスダック証券取引所における平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 5 日までの当社普通株式の普通取引における終値の平均値の 90.7%に相当する金額 35 円とする。

#### 19. 新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ① 新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 22 項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。
- ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

#### 20. 株券の交付方法

当社は、新株予約権の行使の効力発生後（効力発生日を含む。）5 営業日後までに株券を交付する。但し、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

#### 21. 行使請求受付場所

当社統括本部 T A G

#### 22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 備後町支店  
 株式会社りそな銀行 船場支店  
 株式会社三菱東京UFJ銀行 心齋橋支店

#### 23. その他

- (1) その他新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

#### 第三者割当による新株予約権発行の日程（予定）

日 程	第三者割当による新株予約権発行

平成 19 年 10 月 9 日	取締役会決議
平成 19 年 10 月 9 日	有価証券届出書
平成 19 年 10 月 17 日	有価証券届出書効力発生日
平成 19 年 10 月 24 日	申込期日
平成 19 年 10 月 24 日	払込期日
平成 19 年 10 月 24 日	新株予約権行使開始日

以 上